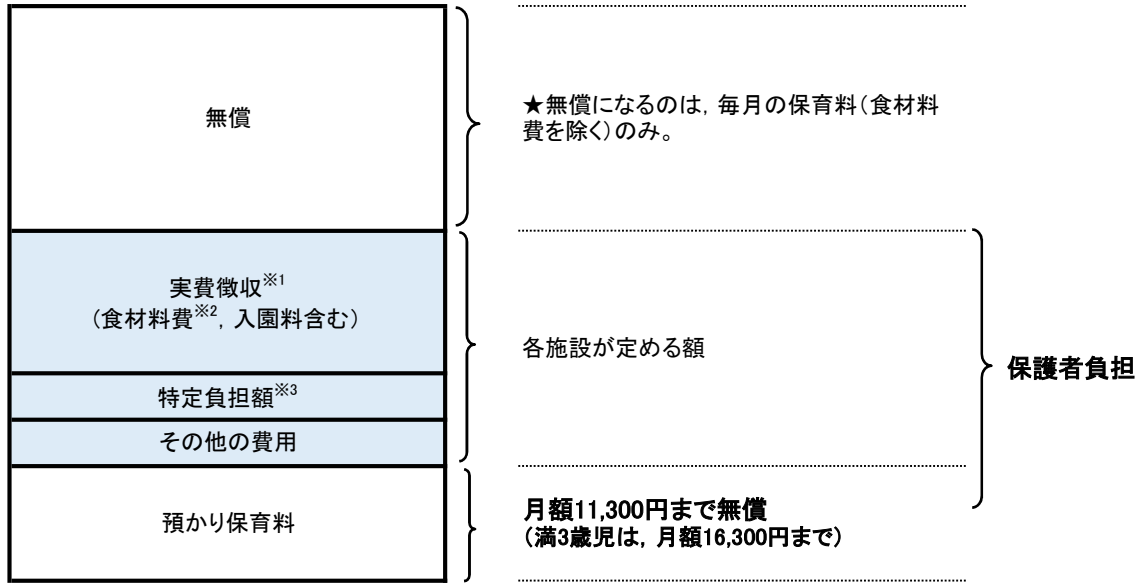
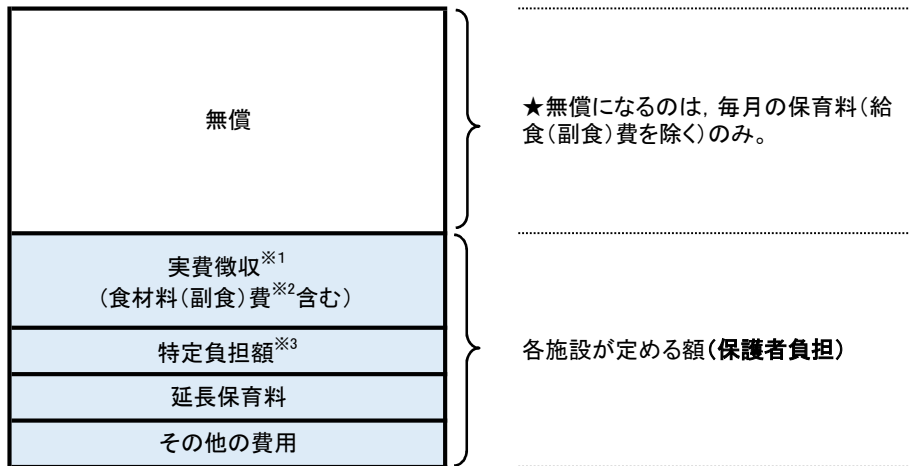


○認定こども園の1号子ども



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの(例:教材費, 行事参加費, 食材料費など)(徴収していない施設もあります。)
- ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料のうち副食費は、免除。
- ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(例:施設整備・維持費, 特定職員配置費など)。(徴収していない施設もあります。)

○認可保育園(公立・私立)及び認定こども園の2号子ども(3歳児～5歳児)



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの(例:行事参加費, 食材料(主食)費など)(徴収していない施設もあります。)
- ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料(副食)費は、免除。
- ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(例:施設整備・維持費, 特定職員配置費など)。
認定こども園では「入園料」として徴収している場合もあります(徴収していない施設もあります。)